

社会福祉法人明照協会 役員・評議員会開催日当支払規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明照協会の定款に基づき、当法人の行う第一種・第二種社会福祉事業を円滑且つ柔軟に運営するため、役員・評議員にその活動に応じた報酬の支給を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 常勤の役員・評議員に対しては、その勤務する施設の職員として、報酬が支給される時は、本規程による支給は行わないものとする。

(費用)

第3条 理事会・監事会・評議員会に出席した時は、次の表により手当が支給される。

会議名	金額	附記
理事会	12,000 円	3ヶ月に1回以上（年4～6回程度）
監事会	12,000 円	必要に応じて（年5回から7回程度）
評議員会	10,000 円	5月・3月、その他必要に応じて（年2～3回程度）

附則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。